

移動等円滑化取組計画書

令和4年6月27日

住 所

千葉県千葉市稲毛区萩台町199番地1

事業者名

千葉都市モノレール株式会社

代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 小池 浩和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1） 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

千葉市との協議により、駅旅客トイレについて、バリアフリー法に基づき車いす利用者をはじめ誰もが利用できるようバリアフリーやユニバーサルデザインの観点を取り入れ整備を進める。

また、段差解消に向けた整備事項として、全18駅にエレベーターを設置しているが、千葉駅の一部エレベーターが旧バリアフリー法時に設置されたため、新バリアフリー法に適合しないものとなっている。なお、このエレベーターの更新予定は未定となっている。

さらに、老朽化した車両をバリアフリー化された0形車両に順次更新し、2028年度までに全ての車両を置き換える。

（2） 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 約8割が無人駅であることから、事前連絡または駅に設けたインターホンから乗降補助の連絡があれば、近隣の駅などから社員を向かわせ対応することを徹底する。声掛け・助け合いポスターの掲出やヘルプマークの普及啓発に努める。
- ② バリアフリー設備等の内容について、わかりやすい案内をホームページで行う。
- ③ 乗降補助の連絡を受けた際、駅係員が適切に対応できるよう社内研修を実施する。
- ④ 社会の多様なニーズに応えるため、高齢者や障害者等への理解を深め、駅利用や車両乗降の際には、年齢や障害の有無を超えたおもてなしを提供できるよう、2024年度までに駅係員と運転士全員がサービス介助士資格を取得する。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅トイレのバリアフリー化	・ 駅トイレについて以下の駅をバリアフリー改修する。 小倉台駅、千城台北駅（2022 年度）
ホーム内方線付き点状ブロック整備	・ 視覚障害者のホームからの転落防止設備として内方線付き点状ブロックを以下の駅に整備する。 千城台駅（2022 年度）

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員の巡回による必要な掲示物の点検	・ 定期的な駅係員の巡回による掲示物等の整備状況の点検を行う。（2021 年度以降継続実施） ・ 旅客動線に合った掲示物の掲出を行う。（2021 年度以降継続実施）
案内放送装置による情報提供	・ 聞き取りやすい音量、音質、速さ、回数等で提供できるよう教育を行う。（2021 年度以降継続実施）

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降介助、乗降補助サービスの提供	・ 無人駅における対応として、運転士は、車イス利用の旅客への乗降介助を実施する。（2019 年度以降継続実施） ・ 車イス利用の旅客、視覚障害者及び乗降介助が必要な旅客等については、エレベーターまでの介助誘導を実施する。（2019 年度より継続実施） ・ 無人駅に「声掛け・助け合いのポスター」を掲示して乗客同士による助け合い等について普及啓発を図る。（2019 年度より継続実施）

	・無人駅であってもあらかじめ事前連絡を受けることで、乗降補助サービスが可能であることをホームページ等で周知する。(2019 年度より継続実施) ・駅インターホンから乗降補助の連絡を受けた場合は、有人駅や本社(以下、「最寄り駅等」という)から駅係員等が対応する。(2020 年度より継続実施) ・車イスの旅客が幅広改札機の設置されていない駅から乗降する場合は、事前連絡または駅インターホンで依頼を受ければ、最寄り駅等から社員が介助に駆けつけることを徹底する。(2019 年度より継続実施) ・他の交通機関への円滑な乗り継ぎを支援するための介助を徹底する。(2021 年度以降継続実施) ・千葉みなと駅、千葉駅、都賀駅、千城台駅に筆談のための筆記用品を常備する。(2019 年度より継続実施) ・新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながらサービス介助士資格の取得を進めていく。(2022 年度中に嘱託社員を除く全駅係員の取得を完了予定)
--	--

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	・乗降補助サービスの実施にあたり、事前連絡するための連絡先及び駅インターホンの活用について、ホームページや駅で広告することにより、取り組みの周知を行う。(2019 年度より継続実施) ・無人駅改札口に介助が必要な方のための補助に関する連絡方法をホームページ等で周知する。(2019 年度より継続実施) ・無人駅をはじめ全駅へ転落防止のための放送を実施する。(2019 年度より継続実施)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関	・サービス介助士の資格取得及び資格更新に係る経費を会社負担

する民間資格の取得促進	とし資格取得の促進を図る。全駅係員と全運転士がサービス介助士の資格を取得する。
定例訓練の実施	・車イスや高齢者、視覚障害者の疑似体験型訓練を実施する。 (2019 年度より継続実施)
講習会への参加	・民間企業主催の盲導犬講習会に参加し、盲導犬に関する知識を習得する。(2019 年度より継続実施)
ガイドヘルパー養成研修の受入	・当社の駅・列車をガイドヘルパー養成研修の実施場所として提供し、課題等の情報共有を図る。(2019 年度より継続実施)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
適正な案内サイン、 掲示物の掲出	・旅客動線、利用実態に即した掲示物の検討。(2021 年度以降継続実施) ・エレベーター内に車両の多目的スペースの位置を明示するポスターを掲出する。(2021 年度以降継続実施)
ステッカーの貼付	・全編成にヘルプマークを貼付し、普及啓発に努める。(2021 年度以降継続実施)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・千葉駅等を含む中心市街地の移動等円滑化について、千葉市バリアフリーマスタープランに基づく地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）策定のため、当社も協議会に参加し必要な協力を行う。 ※千葉駅等とは、千葉駅のほか千葉みなと、市役所前、栄町、葭川公園、県庁前、千葉公園、穴川、都賀、スポーツセンター、千城台北、千城台駅を示す。 ・千葉市が地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）の策定過程において実施する基礎調査（地域懇談会、まち歩き点検ワークショップ）での障害当事者の意見を参考とし、特に重要な案件については、状況の確認を行い業務連絡会議等で共有する。 ・駅ホームについて、以下の駅ホーム端部をＣＰラインに更新することでホームの安全性向上を図る。 栄町駅（2022 年度）

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
駅トイレのバリアフリー化	・小倉台駅、千城台北駅のバリアフリー改修を行う。(2022 年度)	千葉市の計画に基づき実施するため。
ホーム内方線付き点状ブロック整備	・千城台駅に内方線付き点状ブロックを整備する。(2022 年度)	
駅ホームの安全対策	・栄町駅ホーム端部を CP ラインに更新 (2022 年度)	

V 計画書の公表方法

・ホームページにて公表する。

VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の企業理念・行動指針に基づくものであり、具体策については中期経営計画に位置づけられている。
--

注 1 IVには、II について前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、II の欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。